

平成18年第3回定例会

富良野市議会会議録

平成18年9月15日(金曜日)午前10時02分開議

議事日程(第4号)

- 日程第1 議案第1号 平成18年度富良野市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第2号 平成18年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第3号 平成18年度富良野市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第4号 平成18年度富良野市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第5号 平成18年度富良野市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第6号 富良野看護専門学校学生寮条例の全部改正について
- 日程第7 議案第7号 公益法人等への富良野市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 富良野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 富良野市手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 富良野市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 富良野市看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 富良野市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第19号 富良野市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第16 意見案第1号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書
- 日程第17 意見案第2号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書
- 日程第18 意見案第3号 季節労働者の「特例一時金」現行維持および通年雇用の促進に関する意見書
- 日程第19 意見案第4号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書
- 日程第20 意見案第5号 教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書
- 日程第21 意見案第6号 「新たな高校教育に関する指針」の撤回、および小中高30人以下学級実現など教育条件整備と既存高校の存続・維持発展を求める意見書
- 日程第22 意見案第7号 2007年度国家予算編成における義務教育無償・義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書
- 日程第23 意見案第8号 庶民増税の凍結と見直しを求める意見書
- 日程第24 閉会中の所管事務調査について
閉会中の都市事例調査について

出席議員（18名）

議長 20番 中元 優 君
 1番 今 利 一 君
 3番 宮 田 均 君
 7番 横 山 久仁雄 君
 10番 上 田 勉 君
 12番 東海林 孝 司 君
 14番 岡 野 孝 則 君
 16番 穴 戸 義 美 君
 18番 日 里 雅 至 君

副議長 6番 岡 本 俊 君
 2番 佐々木 優 君
 4番 広 瀬 寛 人 君
 9番 野 嶋 重 克 君
 11番 天 日 公 子 君
 13番 千 葉 健 一 君
 15番 菊 地 敏 紀 君
 17番 北 猛 俊 君
 19番 東海林 剛 君

欠席議員（1名）

8番 千 葉 勲 君

説明員

市長 能 登 芳 昭 君
 総務部長 下 口 信 彦 君
 保健福祉部長 高 野 知 一 君
 建設水道部長 里 博 美 君
 商工観光室長 高 山 和 也 君
 総務課長 松 本 博 明 君
 企画振興課長 岩 鼻 勉 君
 教育委員会会長 宇佐見 正 光 君
 農業委員会会長 藤 野 昭 治 君
 監査委員 今 井 正 行 君
 公平委員会会長 島 強 君
 選挙管理委員会会長 藤 田 稔 君

助 役 石 井 隆 君
 市民部長 大 西 仁 君
 経済部長 大 石 博 君
 看護専門学校長 登 尾 公 子 君
 中心街整備推進室長 細 川 一 美 君
 財政課長 鎌 田 忠 男 君
 教育委員会会長 齊 藤 亮 三 君
 教育委員会会長 杉 浦 重 信 君
 農業委員会会長 大 西 克 男 君
 農務局局長 小 尾 徳 子 君
 監査委員局長 小 尾 徳 子 君
 公平委員会会長 小 尾 徳 子 君
 公事平務局局長 小 尾 徳 子 君
 選挙管理委員会会長 藤 原 良 一 君

事務局出席職員

事務局長 桐 澤 博 君
 書記 日 向 稔 君
 書記 渡 辺 希 美 君

書記 大 畑 一 君
 書記 藤 野 秀 光 君

午前10時02分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(中元優君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(中元優君) 本日の会議録署名議員には、

佐々木 優 君
天 日 公 子 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(中元優君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長桐澤博君。

事務局長(桐澤博君) - 登壇 -

議長の諸般報告を朗読いたします。

議会側提出事件、議案第19号、意見案8件、事務調査及び都市事例調査の申し出等につきましては、本日御配布の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員会報告

議長(中元優君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長(横山久仁雄君) - 登壇 -

議会運営委員会より、9月12日、委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしました結果について、御報告申し上げます。

提出のあった事件は、議会側提出案件13件で、条例1件、意見案8件、閉会中の事務

調査1件、都市事例調査3件がございます。いずれも、本日の日程の中で御審議を願うことにいたしております。

以上申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(中元優君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第1

議案第1号 平成18年度富良野市
一般会計補正予算(第5号)

議長(中元優君) 日程第1 議案第1号平成18年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

質疑は、予算第1条の歳出より行います。

事項別明細書20ページ、21ページをお開き願いたいと思っております。

2款総務費、3款民生費、4款衛生費まで、20ページより、25ページまでを行います。

質疑ございませんか。

17番北猛俊君。

17番(北猛俊君) 21ページ、110番庁舎維持管理経費の関係についてお伺いをいたします。

この関係につきましては、下水道課を本庁舎の方へ戻すとお伺いをしておりますけれども、戻ったことによって庁舎の配置等、どのような体制になるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

議長(中元優君) 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長(下口信彦君) それでは、お答え申し上げます。

下水道課が本庁に戻ってくるということで、それとあわせまして庁舎の体制がどうなるかという御質問とお聞きしてございます。

上下水道につきましては、現在2階におります都市建築課のところにプロジェクトチームも入ってしまっていて、あの部屋を上下水道課という形にさせていただきたいと、このように思っています。

同時に、都市建築課を今の市民相談室、一般のテレビもついております会議室等も含めたあそこの構内に、都市建築課を下へ下ろしていきたいと。それと同時に、市民相談室でございますが、1階にございます選管の横に小会議室というところがございまして、そちらの方に市民相談室を置きまして、現在1階にあります喫煙室のところを今相談室と兼ねた待合室だとか、そういうものをつくっていききたいと、このように思っているところでございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

17番北猛俊君。

17番（北猛俊君） 下水道課の関係については了解をいたしましたけれども、今、お聞きをすると、市民相談室が選管の横の、従来の喫煙室ですよね。その横ですか。（「その横の奥に小会議室というのがあります」と発言する者あり）

そういうことになると、今までだと正面玄関入ってからすぐという位置だったわけでありましてけれども、何かしらちょっと奥まった位置に配置されるわけですがけれども、市民への周知等はどのように考えておられるのか。市民相談室ということで、微妙なところもあるかと思しますので、市民への周知ですとか、それから、その場所を使って市民相談に当たられる上で何か配慮されているようなことがあれば、お聞かせをいただきたいと思えます。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 先ほど御質問がありました市民への周知関係、移動関係も含

めて周知関係はどうなんだということでございますが、今回は10月を移動にさせていただきたいという考えをしております。

その関係で市民周知でございますが、まず1点目は、広報ふらのお知らせ版で周知をしないと、もう一つは、ラジオ広報トピックスでしていきたいと、もう一つは、施設内に事前に移転案内掲示板をして周知をしていきたいと、このように思っているところでございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 関連してお聞きをしたいのですが、今、上下水道課の移転ということと言われましたけれども、これはほかにも庁舎から、例えば、図書館に行っている中心市街地活性化の関係だとか、あるいは教育委員会だとか行っているわけです。そういった意味では、この上下水道課を戻すといういろいろな兼ね合いがあったと思うのですが、上下水道課を本庁舎の方に戻すそのことを否定するつもりはないですけれども、それを選択をしてみた考え方をお聞きしておきたいと思えます。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 考え方でございますが、やはり上下水道につきましては住民直結の行政の一部ということで、いろいろと改築する段階で移転をさせていただきました。

納付ですとかということで、いろいろと住民の方々から不便等について私の方に入ってきたということも含めまして、今回、上下水道課を本庁の方に入れて住民に直結する一元化といいますか、そういう中でさせていただきたいということで本庁に戻してきたということでございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 今まで庁舎の関係

でいうと、ワンストップの行政をということを目指してきたのですよね。そういう関係からいうと、将来的に、例えば先ほど言いました中心市街地の再開発の関係で、図書館に現在行っている部分については将来戻すというか、それも本庁舎の中に考案をしていくのだという考え方が片一方ではあるのかなと。ワンストップというのは一体どうなるのかなという部分もあわせて、お聞きしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 私どもの庁舎は御存じのとおり、2階の大広間の関係で、かなりたわみが生じているということで、たわみの生じないような形で改修させていただきました。

それと同時に、これにつきましてはやはりたわみということは防げないということで、ある程度加重を少なくするというので、今のとおりになってございまして、それ以外のスペースにつきましては必要最小限考えたのですが、今の状況しかあり得ないという考え方であります。

それと同時に、中心市街地につきましては、20年を目途としてかなり事業が縮小されるのではという考え方をしておりますので、以後につきましては、何人かの中でという考え方もございますが、本庁に入るかどうかについては今後検討させていただきたいと、このように思っているところでございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

6款農林業費、7款商工費、8款土木費まで、26ページより、29ページの中段までを行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 7款商工費のうちの105番、はるにれフーズパークの案内板移転事業費、看板撤去委託料、これの理由と、それから今後の看板の設置、周知どのようになされて、どう変わるのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 宮田議員の質問にお答えいたします。

はるにれフーズパークの案内板の移転撤去事業につきましては、看板の撤去委託費といたしまして11万円を計上いたしました。

この関係につきましては、高規格道路関連の道道北の峰線のはるにれフーズパークの案内板が障害になるとのことから、移転をするものであります。

この関係については、工業団地の案内板という位置づけからなっておりますので、チーズ工房、あるいは観光関連については別の工業団地の案内板という位置づけをしておりますので、当面の間は、今年度は撤去のみということにしておきたいと思います。

さらに、道道が切りかわった段階でどのような案内板が必要なのかを検討した上で、今後、その手法については考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番上田勉君。

10番（上田勉君） 4点についてお伺いします。

まず、8款土木費、都市計画費の都市計画変更事業についてでありますけれども、まず1点目、変更を目的とする理由をお聞かせいただけます。

それから、2番目に、変更するという、取り組もうという内容についてのものは、市独自の判断で今行おうとするのか、それとも、関係機関からのかかわりがあって、この事業に着手するのか、2点目。

それから3点目、都市計画の変更事業期間は、いつごろをめどとしているのが3点目。

それから、4点目ですけれども、対象区域はどの地域を対象としているのかを4点についてお伺いします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 上田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の計画の目的は何だということでございますけれども、この都市計画区域の指定につきましては、平成6年で最終してございます。現在で約12年間経過しているという中で、まず1点目につきましては、用途の都市計画マスタープラン整備開発及び保全の方針の基本に基づきまして、用途の見直しを行いたいというのが1点目でございます。

それから、用途指定のない、白地についてもあわせて変更していきたくと考えてございます。

それから、取り組みの方法でございますけれども、今回予算に上げさせていただきましたように、委託という形になってございます。この用途、あるいは見直しにつきましては、既存の現況調査及び補足調査をしまして、土地利用の方針をいただきながら策定に向けていきたくというのが取り組みの姿勢でございます。

それから、変更の期間ということは、一応、今回継続費で予算を上げてございますので、平成18年から20年の春をめどにしてございます。

それから、対象地域ですが、とりあえず今、平成6年に指定した地域の中でJRの跡地、これは明らかに指定用としては準工業地域でございます。それから北斗町、これについては、指定の現況は工業団地ということで、現況と明らかに違うというのが1点でございます。それから、その他の地域につきましても、補足調査したことを踏まえまして、

明らかに土地利用の変動が見えたところは見直しをあわせて行っていきたくということでございます。

先ほど言いましたように、市の考え方かということになりますけれども、一応、委託をかけて動向を見た中で、都市審議会の中で諮問をしまいいりまして、一応それから地域の説明をしまして、最終的に道と調整をしながら意見をいただきながら地域の地区の決定をしまいいりたくと考えてございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

10番上田勉君。

10番（上田勉君） まず1点目。もう一度、確認もひっくるめてお伺いをしますけれども、対象区間、いろいろ今その地域のこういう面も出てきましたけれども、私が聞いているのは、対象とする区間は都市計画区域の全部を対象とするのか、それとも、部分的なことを対象として考えているのか、そこをまず明確に、もう一度ちょっとお伺いしておきます。

それから、ちょっと今、不透明だったなという判断になりましたのでもう1回確認しますけれども、この用途地域、変更を取り上げようとする目的についてですけれども、これは富良野市独自でそういう考えに至ったのか、それとも、道だとか国だとか、そうした関係機関の内容のつながりでもあってこれを取り上げようとしたのか、これをもう一度確認させていただきたいと思います。

それから、次に、もう一度お伺いしますけれども、平成6年に見直しをして以来ということで、今、その見直しが必要な時期に到来したということで、そのことについてはよく理解をしたわけでありましたが、特にその見直しを変更をしなければならないという主として具体的に今こういう現状に変化してきていると、したがって、こういう部分については主として、やはり特にチェックしながら検討を加えなければならないのだと、そういう部分でもありましたら、お伺いしておきたい

と思います。

以上です。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 基本的に見直しの全部なのかと、都市計画区域全域を考えているのかという質問かと思いますが、今回は用途区域及び白地地域、都市計画区域内の全体を含めまして整理をしていきたいというのが1点でございます。

それから、2点目の道の指導に基づいてやっているのかという質問でございますけれども、この用途の指定につきましては、平成6年に現用途を指定してございます。その間、12年間経過してございます。それが土地利用について現在明らかに違う動向が見られますので、誤聞について独自判断しながら、最終的には道と協議しながら指定をしていきたいと考えてございます。

それから3点目、具体的にどの場所かという部分になりますけれども、一つの例をとりますとJRの跡地、これが準工業団地でございます。現在、センター病院がそちらに移転されると、明らかに準工業団地として指定するわけにはいきませんので、そういう部分については、今の用途の見直しをしていきたいと考えてございます。

その中で、委託の中で現況調査と補足調査をしながら、最終的にどの地区、先ほど言いましたけれども、全地区を見るという言い方をしたかもしれませんが、最終的に、住宅地域はそのままということもあるでしょうし、見直さなければならない部分も出てくると思います。それを、地区を限定して最終的に変更をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 10番上田勉君。

10番（上田勉君） 今、ちょっと予算の部分から、予算の範囲とちょっと不透明かなという感じもしますけれども、今、部長の方から出ましたのでお伺いをしておきますけれ

ども、協会病院の建設地そのものは準工業地域である。今、部長から伺ったところでありますけれども、それは本来はもう協会病院の移転が計画されたときに既に都市計画の窓口としていち早く処理すべき場所であったのではないかと、そのように思っております。

過ぎたことは仕方がないとしても、そもそも、もちろん用途地域としては建設できない場所ではないけれども、病院が準工業地域に適正な地域ではないということぐらいは建築指導課は富良野市の中に専門の部署があるわけですから、それぐらいの判断がつかなかったということはないと、こういう行き届かない行政の取り組み方は指摘せざるを得ないわけで、今後そういうことについて、十分注意すべき課題だと思いますから、考え方をお伺いします。

あとは、その都市計画の今後の変更、取り組みについて部長の説明は十分理解しておりますけれども、あくまでも用途地域、都市計画変更なんかにつきましては、都市計画法の中でも国土、土地の利用、そうしたことににつきましては、いろいろ調べてみますと、あくまでも用途地域の変更というような都市計画の問題につきましても、農林業との整合性の問題であるとか、環境保全、それから機能の向上を目的としていることが用途地域を引いている一番の目的だということは、これは法律ができた当時から変わっていないわけですし、十分広い視野から検討を加えた都市計画のやはり見直し、用途地域の見直しを検討すべきと私はそう思いますので、あわせてそこら辺のことについてもちょっとお伺いをしておきます。

以上です。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 用途地域、適正な見直しをきちっとやるべきものではないだろうかということでの御質問かと思いますが、現在、私どもの方につきましては、農地、農業地の地域もあわせて平行して

見直しをやってございます。その整合性をとりながら、土地利用がどうあるべきかを検討しながら、私も今後進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

10款教育費、28ページの下段より、33ページの中段までを行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 3目、教育振興費、240樹海小学校開校事業費、この中で教育委員会さんの地元への心配り、そういうのが非常にわかるわけなのですけれども、樹海小学校開校事業費の中で、樹海西小学校、それから東小学校の両校を、この内容でいきますと、廃校して新しい学校にしてそちらに行ったという、内容的にはわかるのですけれども、その経緯を、二つを廃校にして一つにしたというそこら辺の内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 宮田議員の今回の統合に至った経緯、そして、どのような形で校名、校舎の形が決まったのかということだろうと思いますけれども、ことしの3月に両校の統合に向けました学校統合整備委員会、これは両校、両地区のPTA、学校の先生方も入っていますけれども、委員会が発足をしたところでございます。

その中で、樹海西小学校の校舎を活用すると、そして、新しい学校の名称を樹海小学校にするということが決定されたところでございます。

子供たちの教育的な環境を熟慮していただいて、統合へと御英断をいただいたという、学校統合整備委員会の意思を尊重いたしまし

て樹海小学校という校名になったということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） もう少し内容的なことに触れていただきたいという説明の中身なのですけれども。

内容というのは、話し合っただけで樹海小学校という新しい学校にというか、一つに統合してということのそこら辺のちょっと詳しいことを、どうしてそう至ったのかという詳しいことを聞かないとわかりにくいかと思ったのですから、もうちょっと説明いただけないでしょうか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 宮田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

校名、樹海西、樹海東小学校の校名でございますけれども、西、東の片方だけが残るといふことにはならないということで、やはり樹海中、樹海小という形で地区の小学校1校、中学校1校ということになりますので、どちらかの校名だけを残すことはできませんので、そういう形で整理がされたということです。

これは、東山地区の昨年11月要望書にもそのような方向性が示されていたということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 3番宮田均君。

3番（宮田均君） 山部の例えば第一小学校の場合でしたら、生徒数にしても、少なくともまだ地元と協議しているという形がございます。そういう中で、そういうふうに至った経緯を含めて、もうちょっとわかりやすく説明していただきたいという話を、ちょっと済みません。

議長（中元優君） 答弁願います。

教育長宇佐見正光君。

教育長（宇佐見正光君） 宮田議員の再々

質問にお答えをさせていただきます。

東山の学校再編の経緯ということでございます。これまでも学校の教育施設のことにつきましては、地域の皆さん方が愛情を持って子供たちをはぐくみ、大切な思い出づくりということで歩んできたと思っております。

そのような中で、少子化の中で、今後とも年を追うごとにますます減少する傾向にあるという中で、平成17年11月4日に東山地域連絡協議会から東山学校統合の要望を受けたところでございます。

そういう経過の中で、同年11月22日に教育委員会を開催いたしまして、統合に向け地域の皆さん方と協議を進めるということで、教育委員会の議決をいただいたところでございます。

そういう中で、この意見を踏まえて、あくまでも地元の皆さん方と協議、意見を尊重した中で、教育活動に支障のないように、児童、保護者、地域の皆さん方と取り組みを進めてきたということでございます。

そのような中で、今、部長の方から御説明した経過でございますけれども、3月27日の日に学校統合整備委員会で統合後の学校施設を樹海西小学校、新学校名を樹海小学校と決めさせていただきまして、そして樹海東小学校の跡地の利活用、これにつきましても地域の方々とともに協議をしながら検討を進めていこうと、こういう形で同意をいただいたところでございますので、そのような中で今日に至っているということでございますので御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

12款給与費、14款災害復旧費、32ページの中段より、33ページの下段までを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、歳出を終わります。

次に、歳入及び第2条継続費の補正、第3条地方債の補正を行います。

6ページ、7ページ及び12ページから19ページまでを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第2号 平成18年度富良野市
国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（中元優君） 日程第2 議案第2号平成18年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第3号 平成18年度富良野市
介護保険特別会計補正予算(第1
号)

議長(中元優君) 日程第3 議案第3号
平成18年度富良野市介護保険特別会計補正
予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑は、本件全体について行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で、本
件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第4

議案第4号 平成18年度富良野市
老人保健特別会計補正予算(第2
号)

議長(中元優君) 日程第4 議案第4号
平成18年度富良野市老人保健特別会計補正
予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑は、本件全体について行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で、本
件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第5

議案第5号 平成18年度富良野市
水道事業会計補正予算(第1号)

議長(中元優君) 日程第5 議案第5号
平成18年度富良野市水道事業会計補正予算
を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で、本
件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第6

議案第6号 富良野看護専門学校学
生寮条例の全部改正について

議長(中元優君) 日程第6 議案第6号
富良野看護専門学校学生寮条例の全部改正に
ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長報告のと
おり精査を要しますので、市民福祉委員会に付
託の上、閉会中継続審査といたしたいと存じ
ます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま

す。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり、市民福祉委員会に付託することに決しました。

日程第7

議案第7号 公益法人等への富良野市職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第7 議案第7号 公益法人等への富良野市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。
お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第8号 富良野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第8 議案第8号 富良野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第9号 富良野市手数料条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第9 議案第9号 富良野市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第10号 富良野市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第10 議案第10号 富良野市老人医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本

件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第11号 富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について

議長(中元優君) 日程第11 議案第11号富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第12号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

議長(中元優君) 日程第12 議案第12号富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第13号 富良野市看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正について

議長(中元優君) 日程第13 議案第13号富良野市看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) 医師不足が大変大きな問題になっておりますけれども、それと同じように、看護師に対しても同じような状況になると僕は思っているのですけれども、提案の説明について少し詳しくお話をお願いいたします。

議長(中元優君) 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長(高野知一君) 修学資金の内容について少し詳しくということでございますので、説明申し上げたいと思います。

本修学資金は、保健師、助産師、看護師を養成する学校、または養成所に在学する者で、将来富良野市内の医療機関、または保健福祉施設において看護職員の業務に従事しようとする者に対しまして、その修学に必要な資金を貸し付けし、もって優秀な看護職員を

育成するとともに、その確保を図るということを目的として始めた制度でございます。

この制度を初めましてから8年経過をいたしました。制度を活用した学生は、実人員にいたしまして81名でございます。現在、在学中を除いた貸付者は61名で、貸し付けを受けた期間のいわゆる義務完了者は28名でございます。現在、修業の履行中の方が17名、28名と17名、合わせますと45名になってございます。総体的な割合を示しますと、73.7%というような状況になってございます。

また、加えまして市内の正看護師の状況ですが、この8年間に59名ふえてございます。正看護師と準看護師の比率が8.9%増してございまして、制度の目的でございます看護職員、とりわけ正看護師の充足がこの間図られてきていると、このような状況でございます。

こうした背景には、市内の病院が貸付制度を開始したこと、また、あるいは各病院がそれぞれに看護職員の確保充実に向けて懸命に努力をされていると、こういうようなことがあるかなと思います。

このように、看護職員の充足は制度の問題も含めまして各種の取り組みと相まって着実に推進されていると、このように思っている次第でございまして、制度の目的が一定の成果を上げて、その役割は果たしているのかなと、このように思っている次第です。

しかし、地域医療の充実に向けた充足の課題、あるいは結婚だとか退職、転勤等によって看護職員の不足を生じているということもございまして、一定の成果を上げているものの、あるいは役割を果たしているものの、制度の継続は必要であるという認識をしてございます。

したがって、このようなことも含めまして、全体的で制度の見直しをしようということで一部貸付金の中身についても検討させていただいたところでございます。

修学資金、他の機関におきましても活用制

度ができる制度がふえておりますし、本制度を活用する学生が実は減少している傾向ということにございます。

また、この間の資金の使途を見てみますと、家賃に充当されていると、こういう状況もございました。制度開設当時、非常にアパート、マンション等が少なく、なかなか確保ができないと、確保できても家賃が高かったと、このようなこともございまして、学生にとっては負担になった部分があるのかなと、このようなことで思っていますが、現在は、逆に低廉な家賃も確保できると、こういうような状況もございます。

そういったことも含めまして、総合的な見地で見直しをしたところでございます。また、応募する学生の中には、生活に困窮をするという世帯もございまして、こうした学生のこと十分に配慮いたしまして4万円を2万円にしたと、こういう背景にございまして、御理解を賜ればと思います。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 今の答弁でよくわかりましたけれども、言っていることはわかりました。効果があった、継続しなければならぬという、その重要性も御存じだということです。

ただ、総合的に判断をすると、4万円が2万円という、この最後だけは承伏できないわけですが、先ほど言ったとおり、医師と同じように、理事者側の認識も同じなのでしょうけれども、今、患者に対する看護師の割合ということで都会の大きな病院に、医師もそうですけれども、看護師もそのような方向に集中するという傾向がこれからどんどん進むというように聞いております。

そうすると、なおさらこの富良野において看護師が少なくなるという要因が生まれてくるわけで、それをなくすためにも、これは後になって今はお医者さんがいないから大変だ、大変だと言っている以前に、そういう仕

組みにならないように今のうちにしっかりとしておかなければならないと思うのです。

だから、4万円ができることならもっと大きなお金にするべきなのでしょうけれども、総合的に考えてそうはならないでしょうから、せめて継続しなければならないと思います。

4万円が2万円になることによる利用者の減ということは必ず起きると思うのですが、その辺に関しての御意見を伺います。

議長（中元優君） 御答弁願います。
保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 減額したことによって利用者がどうなるのかという懸念でございますけれども、確かにそのようなことは考えるかなと思いますが、今、この間の状況を見ますと、額的な課題はありますけれども、この修学資金を借りたいという希望者の方がいることについては事実でございます。

加えまして、その貸し付けを受けたことによって市内で働くということについても、貸し付けを受ける学生の方々については十分理解をしているかなと、このように思っております。

したがって、先ほど言ったように、本来であれば額を上げてもっともって充足ということも含めて考えられるわけなのですが、充足率の問題も含めてこの間いい状態にはあるのですが、これも含めて継続をしながら充足を待つ、さらに図っていきたいということで、額にこだわらずしていきたいなど、このように思っている次第でございます。

以上です。

議長（中元優君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時40分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほど、採決の文章を申し上げましたが、再度申し上げたいと思います。

議案第13号、本件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中元優君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第14号 富良野市国民健康保険条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第14 議案第14号富良野市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま

した。

日程第 15

議案第 19 号 富良野市議会議員定数条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第 15 議案第 19 号富良野市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

17 番北猛俊君。

17 番（北猛俊君） - 登壇 -

議案第 19 号富良野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の提案について御説明を申し上げます。

議案第 19 号富良野市議会議員定数条例の一部改正につきましては、本定例会初日の議会改革特別委員会報告で提起されました議員定数の改正を行うため、横山久仁雄議員を初め 6 名の諸君の賛同を得まして、地方自治法第 112 条及び富良野市議会会議規則第 13 条の規定に基づき提案をするものであります。

本件につきましては、これまで議会改革の検討課題として 10 回を超える委員会の開催と、各党派政党持ち帰り協議などにより、あらゆる角度から議論と検討、分析が行われております。

議員定数を議題として取り上げる入り口の議論では、削減の意識を概念として持つのではなく、真に富良野市議会としてふさわしい議員数という観点を共通の理念として持つことで始まり、この後、道内各市における一般会計における議会費の割合や議員数の状況、これまでの議員定数の変遷や議員数に対する市民の割合、議員報酬の状況、市民の議会に対する声などのほか、実数の議論では、改正による常任委員会の委員数や、議会運営委員会、一部事務組合議会などへの影響など、今、議会として置かれている環境や世論についての熱い議論と数度に及ぶ党派党内協議を経て、結果として全会派政党による議員定

数の意見の一致をみたところであります。

その結論につきましては、本市の社会情勢、とりわけ少子高齢化、人口の減少、厳しい地域経済の状況、住民意向に削減の声が強いこと、3 常任委員会の構成を維持し得ること、地方分権にあっても住民の代表機関としての機能を発揮し得る体制であること、そして、本市が取り組む行財政改革を一層推進するため、議会としてみずから改革を率先する立場にあることなどの判断に立ち、議員数を 18 名とすることで合意をみております。

こうした議会改革特別委員会の議員定数にかかわる結審を受け、富良野市議会議員定数条例の本則中、20 人を 18 人に改正し、明年度の一般選挙から適応しようとするものであります。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3 番宮田均君。

3 番（宮田均君） 1 点目に、地方自治法の 91 条の第 2 項の議員定数の上限 26 人の定数となっております。これは、紛れもなく地域が地域の市民の声をいかに市政に反映していくかというようなことで、私は、今の定数以上に、財政面の中で言えば、議員の報酬を下げてでも定数は減らすべきではないということで、1 点目の質問させていただきます。

2 点目、議員の個人活動はこれはもちろんやらなければいけない最も仕事ですが、議会として市民の声を聞くシステムづくりが議会改革として先にやらなければならないことではないかと思いますが、2 点目お聞かせ願いたいと思います。

それから、3 点目に、市長も上げておりましたが合併ではなく広域。広域を視野に入れてこの議会のこれからの定数などをリーダーシップ的な富良野市が考えていくのであれ

ば、やはり地方の議会定数削減が90%以上だというようなことを聞いておりますが、自治体の独自性というのはやはり自治体でつくっていくものだ。占冠の議員報酬、あるいは、南富の報酬、中富良野の報酬、上富良野の報酬なども考慮に入れながら、財政的な面なのか、そして今後の市民の声をどう聞いていくか、広域的に聞いていくかという面でも、この定数は多い方がいいのではないかと3点目にお聞きをして、3点の質問をさせていただきます。

議長（中元優君） 御答弁願います。

17番北猛俊君。

17番（北猛俊君） - 登壇 -

宮田議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目でありますけれども、定数を下げることなく報酬を下げて今の定数を維持すべきではなかったという質問であったと思いますので、そのことにお答えをさせていただきます。

特別委員会の中でもこの報酬の関係については協議をしたところであります。その中で出ました内容について少しお話をさせていただきますけれども、議会議員にはどういう立場の人がなるべきなんだろうかというところの議論経過から、報酬にもかわりが出てくるわけでありましてけれども、やはり市民を代表する議員でありますから、多様な方々がこの議会に出ていただける環境を我々が配慮すべきであろうという見解がまず1点ございました。

その中で、報酬を下げるということになるわけでありましてけれども、選挙については今、公費の負担もかなりいただいているわけでありましてけれども、やはり生活をする方々の中には、いろいろな環境で金銭面も含めてこの議会に出づらいついていうところもあるでしょうし、さらにまた、報酬を下げるということで議会活動を制限するという形にもなるかと思っております。

話を元に戻しますけれども、そういった意

味で、経済的な負担を極力抑えながら、多様な方々がこの議会に出ていただける環境を維持すべきではないかというところから、報酬についてはやはり現状維持が適当であろうという結論に達したところであります。

そうした中で、先ほど自治法の話も少しされておりましたけれども、私も地方自治法について少しお話をさせていただきますと、地方自治法の2条14項、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、また15項、地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めその規模の適正化を図らなければならないとされております。そういった中で、唯一こういった適正化、そして最小の経費で最大の効果を上げられる体制として先ほども提案の中で説明をさせていただきましたけれども、いろいろなことに配慮をさせていただいて、議員定数を2名減じることが妥当ではないかという結論に達しておりますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

それと、民意を反映するシステムづくりが議会改革の最も優先されるべきではないかというお話でありました。全くそのとおりであると思っております。これも、特別委員会の報告の中でもさせていただいておりますけれども、この後、今以上に議会の改革が求められておりますし、そしてまた市民に対する説明責任も求められるということでもありますから、より市民に身近な議会となるべく意見徴収を含めて、新たなシステムづくりに努力をしていきたいと考えております。

この考えにつきましては、特別委員会の報告でも述べさせていただきましたけれども、特別委員会を構成する委員すべての思いでありますし、そしてまた全議員共通の認識を持って、この後、議会改革に努めていただければと思っておりますので、宮田議員にも協力をよろしくお願いいたします。

それと、広域のリーダーシップということでお話をいただきましたけれども、これにつきましては、合併の議論もこの中でさせていただいた経過があります。これは、市町村合併がいいか悪いかということではなしに、富良野市の圏域がこの後どういう自治体構成になっていくかというところで、合併も考慮されるべきではないかというような話もあったわけでありまして、今、その方向性が見えない段階で、広域の中で議員定数を考える段階にはないだろうと。今、現状の富良野市議会の形の中で最善の方向ということで検討させていただきましたので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（中元優君） 質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中元優君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、1時まで休憩をいたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時02分 開議

議長（中元優君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

日程第16

意見案第1号 療養病床の廃止・削

減の中止等を求める意見書

議長（中元優君） 日程第16 意見案第1号療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） - 登壇 -

意見案第1号療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書は、日里雅至議員外5名の議員の賛同を得て提出するものであります。

内容につきましては、読み上げて説明にかえたいと思っております。

政府は6月14日、国会で「医療制度改革関連法」を成立させ、全国にある38万床の療養病床を15万床へと大幅に削減する療養病床の再編計画を決めた。

その結果、北海道では、全国で一番多い介護保険適用の療養病床約9,000床が廃止され、医療保険適用の療養病床約2万床も大幅に削減され、現在、全国では、医療保険及び介護保険の療養病床は満床の上、特別養護老人ホームの待機者は34万人もいる。

このような状況下、入院医療と介護施設の実態を無視し、受け皿の整備もないままに強行しようとしている療養病床の削減・廃止は、医療や介護を必要とする患者から治療する機会を奪い、医療・介護難民を生み出すことは明らかであり、過疎・広域・寒冷という北海道特有の地域事情を全く無視した、地方切り捨ての政策である。

ついては、下記の事項を強く要望する。

一つ、療養病床の削減計画の中止を求める。

二つ、地域住民が安心して暮らせるよう、介護保険事業計画を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

議員各位の慎重な御審議をいただき、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案にかえさせていただきます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第 17

意見案第 2 号 各国の食料主権を保障する W T O 農業交渉を求める意見書

議長（中元優君） 日程第 17 意見案第 2 号各国の食料主権を保障する W T O 農業交渉を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2 番佐々木優君。

2 番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第 2 号各国の食料主権を保障する W T O 農業交渉を求める意見書につきましては、日里雅至議員外 5 名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

世界貿易機関交渉は、主要国・地域の閣僚会議が決裂し、数年間の凍結が必至と言われております。主な要因は、各国の条件の違いを無視して、農業に全面的な自由化を迫るやり方そのものに無理があることを改めて示しているものとなっております。

W T O 発足後 10 年、アメリカなど輸入大国と多国籍企業が大きな利益を得る一方、輸入国や途上国は深刻な打撃を受けています。輸出大国を含め、中小農民は窮地に陥り、途上国の多くで食料自給率が低下した。日本で

も米を含め、農産物輸入が急増し、農業と農家が深刻な打撃を受けています。多くの農畜産物の食料自給率は一層低下しています。

日本政府は、アメリカの極端な自由化政策を拒否し、多様な農業の共存を訴えてきたが、それは貿易拡大最優先の W T O の枠組みでは実現不可能である。それを真に保障するのは、各国の条件に応じた食料農業政策を自主的に決定できる権利、食料主権の確立しかあり得ない。食料主権確立の考え方は、W T O に抗議する世界の人々の戦いの中で広がり、世界的な流れになっています。

21 世紀の世界は、人口の増加や地球環境の制約から食料供給の逼迫が懸念されており、各国の条件を踏まえた持続可能な農業生産の発展が不可欠です。貿易ルールをそれにふさわしいものにすべき時代を迎えております。

よって、政府は真に多様な農業の共存を実現するために、W T O 交渉の場でも、各国の条件を踏まえた持続可能な農業生産の発展を保障する食料主権の保障、確立を求める立場で明確な主張を行うべきであると思います。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提案いたします。御賛同いただけますように、よろしく願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第 18

意見案第 3 号 季節労働者の「特例一時金」現行維持および通年雇用の促進に関する意見書

議長（中元優君） 日程第 18 意見案第 3 号季節労働者の「特例一時金」現行維持および通年雇用の促進に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

7 番横山久仁雄君。

7 番（横山久仁雄君） - 登壇 -

意見案第 3 号季節労働者の「特例一時金」現行維持および通年雇用の促進に関する意見書は、会議規則第 13 条の規定により、菊地敏紀議員外 5 名の議員の賛同を得て提出するものであります。

積雪寒冷という北海道特有の気象条件にあって、冬期に失業を余儀なくされている季節労働者は、今なお 13 万 5,000 人を数えております。季節労働者の雇用の安定及び通年雇用促進のための対策を、今、北海道全体として進めつつあります。

現在、行政改革の一環として、雇用保険制度の見直しが労働政策審議会において議論されております。その中では、季節労働者の特例一時金については、これの廃止が検討をされております。

いまだ多くの季節労働者が存在している北海道の実情からも、多くの季節労働者の生活をより不安にするばかりでなく、事業主を初め地域経済の大きな影響が懸念をされるところであります。

よって、以下のことを求め、意見書を提出するものであります。

一つ、季節労働者の特例一時金存続及び現行制度の維持。

二つ、通年雇用に移行できない労働者に対する新たな冬期雇用の確保。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

議員各位の慎重な御審議をいただき、御賛

同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第 19

意見案第 4 号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書

議長（中元優君） 日程第 19 意見案第 4 号品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2 番佐々木優君。

2 番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第 4 号品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書につきましては、東海林孝司議員外 4 名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

2007 年度から戦後農政を根本から変える農政改革が実施されます。その柱は、今までのすべての農家を対象にした価格保障を廃止し、ごく一部の大きな農家や集落営農だけを担い手に限定し、直接支払いを行うものであります。これは、戦後確立された作物ごとに価格保障で、家族農家を支えるという農政を根本から後退させるものです。

このため、この農政改革が北海道のための品目横断対策と宣伝されたにもかかわらず、

6月6日旭川で開催された参院農水委の公聴会では批判が続出し、参加した国会議員が驚く事態となった。6月8日に参考人質疑でも、学者、研究者などから手厳しい批判が展開されました。

こうして、6月13日の参院農水委は与党議員からも問題を指摘する声も上がり、農水大臣が採択を前に「新しい経営安定対策はその実効性に未知の部分も少なくない」、「今後その成果を検証し、必要に応じて適切な見直しを検討」と発言する事態となりました。

これほど問題の多い農政改革をこのまま機械的に具体化することは認められません。WTO農業交渉ドーハラウンド閣僚会議の決裂を見ても、各国の食料主権の保障と地域実情を踏まえた多様な形態の家族経営を、直接支払いと価格保障で支える経営安定対策こそ世界の流れであり、今、日本農業に求められている改革の方向であります。

よって、次の事項を実現するよう強く求めます。

1、品目横断的経営安定対策を実施するに当たっては、意欲あるすべての農家を対象に直接支払いと価格保障を組み合わせた対策にするよう見直しを図ること。

2、規模の大小などだけでなく、地域の実情に即した多様な担い手を確保するための施策を具体的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。賛同いただけますように、よろしく願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めま

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第20

意見案第5号 教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書

議長（中元優君） 日程第20 意見案第5号教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1番今利一君。

1番（今利一君） - 登壇 -

意見案第5号教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書であります。

この意見書につきましては、会議規則第13条の規定により、千葉健一議員外3名の賛同を得て提出するものであります。

教育基本法改正に関し、「中教審で国を愛する心」を教育の理念の中で明記することが答申され、その答申を踏まえて与党改正案が決定し、政府案が今国会で論議されているところであります。また、民主党からも日本国教育基本法案要綱が出されているところであります。

教育基本法は、民主的で文化的な国家の建設や、世界の平和を目指すとした憲法の理想を実現するために、その実現は教育の力に待つと制定されたものであり、子供たちが社会を担う自立した市民として育つことを願ったものであります。

その改正などに関する検討は、国民的な広範な論議を前提に十分時間をかけて行われるべきものであると同時に、教育を子供優先でなく国家優先の方向に向かわせることを排除して行われなければなりません。

政府において、教育基本法の国家主義的改悪が行われることがないよう、また、慎重かつ広範な論議を強く要望するものであります。

一つ、教育基本法の国家主義的な改悪は行わないこと。

二つ目に、教育基本法に関する検討は、広範な国民的論議を前提に、慎重に時間をかけて行うべきで、性急な結論を出さないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見案を提出するものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第21

意見案第6号 「新たな高校教育に関する指針」の撤回、および小中高30人以下学級実現など教育条件整備と既存高校の存続・維持発展を求める意見書

議長（中元優君） 日程第21 意見案第6号「新たな高校教育に関する指針」の撤回、および小中高30人以下学級実現など教育条件整備と既存高校の存続・維持発展を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第6号「新たな高校教育に関する指針」の撤回、および小中高30人以下学級実現など教育条件整備と既存高校の存続・維持

発展を求める意見書につきましては、岡野孝則議員外3名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

北海道教育委員会は8月1日に、「新たな高校教育に関する指針」を決定しました。地方での大規模な高校統廃合と都市部を中心とする受験戦争の激化が懸念されるものとなっております。

全道各地で町づくりや地域の文化の拠点として重要な役割を果たしてきたそれぞれの高校の歴史や伝統及び日々の教育実践を踏みにじるものにほかなりません。長引く北海道の不況と地域切り捨て格差拡大の構造改革路線のもとで、通学費などの保護者負担が重くのしかかり、高校授業料免除者、未納者は増加の一途をたどっています。

指針に基づく高校の再編整備が実施されれば、遠距離通学の増加や保護者の経済負担の増加を招き、地域や保護者の経済力による教育格差が拡大し、学ぶ権利を奪われる子供たちが一層ふえるのは必至であります。

これは、教育水準の維持向上と、教育の機会均等を図るという指針の考え方と矛盾するものであり、指針自体が既に破綻しているものと言わざるを得ません。

よって、北海道教育委員会においては「新たな高校教育に関する指針」を撤回し、小中高は30人以下学級実現や、教職員の定数増など教育条件整備に努め、既存の高校の存続及び充実、発展を図ることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。よろしく御賛同をお願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第22

意見案第7号 2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書

議長(中元優君) 日程第22 意見案第7号2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

7番横山久仁雄君。

7番(横山久仁雄君) - 登壇 -

意見案第7号2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書は、会議規則第13条の規定により、広瀬寛人議員外2名の御賛同を得て提出するものがあります。

その内容につきましては、教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは国の重要な責任であるとしております。

しかし、今、地方分権の推進、あるいは国と地方の役割分担との視点から、主として経済財政諮問会議で義務教育費国庫負担制度全体の見直しが検討課題となっております。

昨年、教育関係42団体で結成された実行委員会が取り組んだ署名で、道内で30万筆を超えて集まったことや、道内121の議会から義務教育費国庫負担制度に関する意見書が内閣に提出されるなど、教育の機会均等と

水準の維持向上は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いであります。

よって、次の3点を求めるものであります。

一つ、国の責務である教育水準の最低保障を担保することに必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率2分の1復元をすること。また、交付金化や一般財源化を行わないこと。

二つ、憲法・教育基本法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロになるよう教育予算を拡充すること。

三つ、30人以下学級を早急に実現をすること。

以下、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。なお、詳細につきましてはお手元の意見書案を御一読願いたいと思います。

以上を申し上げまして、提案の説明といたします。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第23

意見案第8号 庶民増税の凍結と見直しを求める意見書

議長(中元優君) 日程第23 意見案第8号庶民増税の凍結と見直しを求める意見書

を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) - 登壇 -

意見案第8号庶民増税の凍結と見直しを求める意見書につきましては、宮田議員外2名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

高齢者は、2005年に所得税、06年6月に住民税が増税となり、その通知書を見て「住民税が10倍に」、「暮らしが成り立たない」など、問い合わせや抗議が市町村に殺到しています。

06年の定率減税の半減によって、所得税、住民税増税が実施されました。さらに、政府は、定率減税の廃止に続き、各種控除の縮小・廃止など、果てしない庶民増税を進めようとしています。

これらが実施されると、年収500万円の4人家族では55万円の増税となります。勤労者の給与が減少している中で、このような増税が行われたら、暮らしも営業も景気もさらに悪化します。このような増税は許されるべきものではありません。

社会保障や財政再建の財源は、庶民の増税によるものではなく、むだな大型開発や軍事費を見直して、税金の使い方をかえ、さらに空前の利益を上げている大企業や大資産家に応分の税金、税負担増を求めれば、つくことは可能です。

よって、下記のことを強く要求いたします。

1、今実施されている高齢者への増税は中止し、見直すこと。

2、定率減税廃止や所得税、住民税の各種控除の縮小・廃止をやめること。

3、消費税増税をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。賛同いただけますように、よろしく願いいたします。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第24

閉会中の所管事務調査について

閉会中の都市事例調査について

議長(中元優君) 日程第24 閉会中の所管事務調査及び都市事例調査についてを一括議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長大畑一君。

庶務課長(大畑一君) - 登壇 -

総務文教常任委員会委員長よりの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

調査番号、調査第10号。

調査件名、食農教育について。

次に、総務文教常任委員会、市民福祉常任委員会、経済建設常任委員会、各委員長よりの都市事例調査の申し出を朗読いたします。

都市事例調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記により都市事例調査を要するものと決定したので申し出ます。

総務文教委員会。

調査件名、食農教育について。

調査地、高知県高知市、高知県南国市、愛

媛県新居浜市。

予定月日、11月中旬。

市民福祉委員会。

調査件名、地域医療について。環境美化について。

調査地、岡山県笠岡市、愛媛県東温市、香川県綾川町。

予定月日、10月上旬。

経済建設委員会。

調査件名、観光行政について。

調査地、京都府亀岡市、石川県金沢市。

予定月日、10月中旬。

以上です。

議長（中元優君） お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の事務調査及び都市事例調査について決定いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり、閉会中の事務調査及び都市事例調査を許可することに決しました。

閉 会 宣 告

議長（中元優君） 以上で、本日の日程を終わり、本定例会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成18年第3回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時32分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年9月15日

議 長 中 元 優

署名議員 佐々木 優

署名議員 天 日 公 子